平成３０年（フ）第５７号
愛知県北名古屋市弥勒寺西１丁目18番地　ピュアハイツ５　202号
破産者　野間　宏一
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９６号
名古屋市西区新道１丁目11番22号　丸一荘Ａ棟203号
破産者　山本　朋丞
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１４１号
名古屋市昭和区滝川町47番地の40　シティ・ファミリー八事Ｎ棟305号
破産者　山田　　卓
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５１５０号
大阪市西区南堀江２丁目３番20―1201号
破産者　伊藤　武弘
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８９号
滋賀県草津市若竹町９番33―102号　フレマリール若竹　北棟、申立時の住所神戸市中央区脇浜町３丁目５番32―402号
破産者　櫛濱　幸子
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１号
山口県宇部市大字川上190番地８
破産者　杉迫　和昭
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第２３６号
大分県別府市末広町２番13号　ありたやビル501号
破産者　藤本　美織
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３７１号
大分市坂ノ市中央３丁目９番23―１号（パステルハイツＣ棟）
破産者　河野　恭子（旧姓曽宮）
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１３７号
北海道札幌市白石区南郷通11丁目南２番12号　アローム南郷102号
破産者　白川　正幸
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３１１号
北海道旭川市６条通11丁目55番地の10　ラポール６条1001
破産者　鈴木　博子（旧姓塚田）
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２３号
山形市飯田西４丁目７番27号　アルファメゾン　102号、前住所山形市蔵王半郷642番地３
破産者　蜂屋　善美
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７１号
福島市本内字南町裏17番地の１　ＭＵハイツＢ101
破産者　阪内　光一
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第２７５０号
横浜市瀬谷区竹村町８番地３　ラマージュＢ102
破産者　武　　純平
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２１１号
愛知県安城市安城町清水30番地２　メゾントーマ安城106、前住所横浜市泉区和泉町1489番地５　ガーデンハイツ202号
破産者　内田　大貴
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４７８号
横浜市中区新山下２丁目９番１―105号
破産者　森本　　卓
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８２２号
川崎市川崎区池上新町２丁目19番２号　エクセルハイツテルヤ　101
破産者　桑江　良広
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第４１号
川崎市中原区木月３丁目39番57号　清津荘201
破産者　一戸　久二
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第４３号
川崎市宮前区野川3418番地11　ドリームヴィラ　Ｂ―３
破産者　兼重　祐二
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係